

議題：環境配慮指針の一部改定について

1 日時：平成19年8月7日（火）10：00～11：40

2 場所：広島市役所 本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

天野實（会長）、安藤忠男、大森豊裕、於保幸正、下中奈美、関太郎、  
中川紀壽、水田国康、宮田賢二、吉國洋（副会長） 以上10名出席

(2) 事務局

亀井環境局次長、毛利環境アセスメント担当課長、坂本課長補佐 他2名

(3) 傍聴者

1名

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行いました。

(2) 環境配慮指針の改定案について審議しました。

5 審議結果概要

(1) 改定案の内容について、各委員から意見が出されました。

(2) 会議で出された意見等を踏まえて改定案を修正することになりました。

(3) 最終的な改定内容については、会長に一任することになりました。

6 会議資料

資料1 広島市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針の一部改定について

資料2 地域の環境特性の現行・改定案対照表

資料3 事業別の環境配慮事項の現行・改定案対照表

参考資料1 旧湯来町地域の地域別環境配慮指針の地域区分の設定について

参考資料2 広島市環境基本計画（環境特性）の新旧対照表

参考資料3 広島市環境基本計画（事業別環境配慮指針）の新旧対照表

参考資料4 広島市環境基本計画（改定計画）

[ 審議結果 ]

○坂本課長補佐 ただいまから、平成19年度第4回環境影響評価審査会を開会します。

本日は、広島市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針の一部改定について、12時までの約2時間の審議を予定しています。

はじめに、環境局次長の亀井からご挨拶申し上げます。

○亀井環境局次長 環境局次長の亀井でございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、審査会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、広島市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針の一部改定について、ご審議いただくこととしております。

申し上げるまでもございませんが、環境配慮指針は、本市の環境影響評価条例に基づき、事業者が対象事業を計画するに当たって、事業計画の早い段階から、環境に配慮すべき事項を定めたもので、本市の環境基本計画を基にまとめたものでございます。

この環境配慮指針につきましては、条例の出来ました平成11年にご審議いただき、その後、平成13年に新しい本市の環境基本計画が策定されましたことから、本審査会のご審議を経て、地域の環境特性の見直しを行い、その際、事業別の環境配慮事項も追加いたしました。

今回は、本年6月に環境基本計画が改定されたことに伴いまして、旧湯来町地域の環境特性の追加などが行われましたことから、これを踏まえて、環境影響評価条例の環境配慮指針の一部を改定しようとするものでございます。

委員の皆さま方の慎重なご審議をよろしくお願い致します。

それでは、審議に先立ちまして、市長から諮問させていただきます。

(諮問書を読み上げ、天野会長に手交)

○坂本課長補佐

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は、天野会長さんをお願いいたします。

○天野会長

みなさん、おはようございます。ただいま、「環境配慮指針の一部改定」について、市長から、審査会への意見を求める諮問を受けました。委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。まず、環境配慮指針の一部改定について、事務局から説明してください。

○毛利環境アセスメント担当課長

おはようございます。環境アセスメント担当課長の毛利でございます。

環境配慮指針の一部改定について、お配りしている資料をもとに説明させていただきます。

[ 以降、資料1、資料2、資料3を説明 ]

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった環境配慮指針の改定案について、また、その他何でも結構ですので、ご意見やご質問をお願いします。

○関委員 資料2、ページ10、(11)、ウの下から2行目で、「民族」となっていますが、「民俗」ではないでしょうか。

それと、資料2、ページ7、(7)、イの3行目で、「古生層」となっていますが、学説が変わって今は「古生層」ではないようです。地質学の専門で広島大学教育学部に鈴木教授という方がおられますので、この方に最新の学説を確認して訂正してください。

○担当課長 「民俗」は訂正し、「古生層」は確認させていただきます。ありがとうございます。

○水田委員 資料2、ページ6、(5)、ウの下から1行目で、「奥畑川では、地元住民によるゲンジボタルの保護が図られている。」となっており、「ゲンジボタル」という記述になってますが、その他のところでは、「ホタル」という記述がいくつかあります。単なる「ホタル」という記述は正確でないと思います。

ヘイケボタルは60年代初期くらいまでは、水田には普遍的に生息していましたが、農薬の使用により減少し、その減り方からすれば、ゲンジボタルよりヘイケボタルのほうが希少です。このようなことから、ヘイケボタルは取り上げられなかったのではないのでしょうか。

それ以外に局所的には、ヒメボタルという種が市内の数箇所に生息しています。湯来町や白木山にもいるのではないのでしょうか。

単なる「ホタル」という記述はおそらく、「ゲンジボタル」のことと思われるます。

○会長 ホタルの専門家は広島におられますか。

○水田委員 森林公園の昆虫館のスタッフが分布調査を行っていると思います。それ以前には、十数年前に広島市が市民参加の生き物調査を行った際に、ホタルについては広島県環境保健協会に委託して調査を行っています。

○会長 では、そちらの方の専門家にあたってみてください。

○局次長 全ての情報をこの環境特性の中に記述することは難しいのですが、「ホタル」と記述している個所は、ヘイケボタル、ゲンジボタル、ヒメボタルなどを確認して記述します。

○水田委員 現国土交通省が作った古川せせらぎ河川公園は、市民に親しまれていますが、そのことに関する記述がありませんが、国が整備したという理由からですか。

○担当課長 国が整備した場所だから、取り上げていないということではありません。記載する方向で検討させていただきます。

○水田委員 安川と古川の水生生物を調査したのですが、古川の方が随分ときれいである結果となりました。

○中川委員 資料2、ページ6、下から5行目で「山からまちにかけて・・・」とありますが、「まち」は「街」あるいは「町」のいずれかの方が良いと思いますので、検討してください。  
資料2、ページ7、上から5行目で「自然とふれあう・・・」とありますが、「自然と触れ合う・・・」に訂正をお願いします。

資料3、ページ2、上から5行目で「光害をおこさない・・・」とありますが、「光害を起こさない」の方が良いのではないかと思います。

資料3、ページ3、8の下から3行目で「自然とふれあえる・・・」とありますが、「自然と触れ合える・・・」に訂正をお願いします。

○宮田委員 資料2の数箇所、水質の環境基準の表現を現行と変えています。例えばページ4、(3)、アのところで、現行は「・・・海域の汚濁を表す代表的な指標であるCODが、環境基準を達成していない。」ですが、改正案では「・・・環境基準(COD)を達成していない。」となっておりますが、現行の表現の方がわかりやすいと思います。

○会長 今、宮田委員が言われたことは、(BOD)や(COD)だけでなく、わかりやすい説明があった方が良いということですか。

○宮田委員 改定案は「環境基準(COD)」となっておりますが、「CODについての環境基準」であって、( )の意味合いがよくわかりません。現行では、「CODが、環境基準を達成していない。」となっております。どのように改定したら良いか専門の方にお聞きしたいのですが、このままでは少しおかしい気がします。

その他の箇所でも、例えば、資料2、ページ2、下から3行目の改定案でも、「環境基準(BOD)」となっております。

○会長 「CODの環境基準を達成していない。」あるいは「BODの環境基準を達成していない。」と改定したらよいのではないのでしょうか。

○担当課長 CODの環境基準を達成していても、他の項目の環境基準が達成されていない場合もあるので、そのように訂正します。

○於保委員 資料2、ページ7、(7)、アは「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」とありますが、ここで、どういうことを述べれば良いのかわかりません。例えばここで、「道路空間も快適であり・・・」とありますが、道路空間が快適であるということが、自然状況が良好な状態に保たれているとは言い難いと思います。

同様に、資料2、ページ10、(11)、アの「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」のところ、  
「集落が深い谷あい形成されている。」とありますが、このことは、自然的構成

要素が良好な状態であるのではなく、極めて深い谷あいがあって、集落がまばらであるという意味合いだと思います。要するに、集落に関して記述するのであれば、それは「人と自然の触れ合い」の部類のものだと思います。

「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」で記述している内容が、それぞれのところで、異なっているように感じますが、いいのでしょうか。

それから、先程、関委員が言われた古生層は、たぶん中生層だと思います。資料2、ページ10、(12)、アの「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」のところで、「丘陵を利用した住宅団地が立地している。」とありますが、丘陵を破壊していることでもあると思います。「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に記述すべきことがわかりにくくなっていると思います。

○宮田委員 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」という表現がでてきたルーツは、環境基本法の第14条です。この14条の文章に縛られてこのような表現がずっと残ってきているわけです。多くのことを考慮してこのような文章になったと思われます。わかりにくい表現だと思いますが、ですから、どうしようもないことだと思います。

○会長 おっしゃるとおりですね。

於保委員としては、どのように変えたら良いと思われませんか。何か代案はないですか。

○於保委員 自然要素がどういう状態であるかということ述べる文章にすれば、記述する内容も変わってくると思いますが、ただそうすると、「人と自然との豊かな触れ合い」での記述内容が難しくなってしまうですね。

○宮田委員 関委員にお聞きしたいのですが、資料2、ページ10、(11)、イのところで、自然林、保護林、自然植生という言葉が使われていますが、使い分けに意味があると思いますが、このような表現でいいのでしょうか。

○関委員 「大部分の地域が植林、自然林及び田畑で占められ、・・・」と表現されています。植林という概念に対するのが自然林で、自然林は、人が木を植えたものではありません。この自然林を自然植生とするとバランスが悪く、自然林とするのが妥当です。

自然植生というのは、自然林、自然草原、岩の上の苔から始まって、あらゆる植物が生えているところ全ての広い概念です。「恵下谷国有林の保護林は、自然植生としてすぐれている。」と表現されていますが、ここでは自然植生、自然林どちらを使っても良いです。

保護林というのは、国有林の中で法律によって決められた定義ですので、変えることはできません。

○関委員 国土交通省の河川局で、今年3月に太田川水系河川整備基本方針ができて、現在それに基づいて太田川河川整備懇談会が行われていまして、私は欠席しましたが、7月23日に第一回の会合がありました。

太田川中流域、可部地域、事業別の環境配慮事項のうち河川・海岸系事業に関わってくるの

で、できれば一度、太田川河川事務所へ行って担当者から話を聞いてみたらいかがでしょうか。

太田川を大規模に改修する計画でして、市の指定の天然記念物が半分程削られそうになったのを、何とか少数に留めたのですが、昨年と一昨年と大水害が起こりましたので、かなり大規模な堤防を作る計画です。

○会長 私の友人が発行している雑誌「環・太田川」を読んだり、今日の話の色々なところで関係しているのが、太田川の水の使い方に問題があるということです。水を再利用して、水量を増やせば、鮎の問題にしても解決できるように思います。

今日の色々な問題にしても太田川の水量が関係しているようですし、関委員が言われたようなことも、この場で、時々議論してもよいのではないかと思います。

○下中委員 事業別の環境配慮事項の改定ですが、資料3、ページ1、1に係るところで、現行の「・・・省エネルギー型の建築物の導入に努める。」が改定案では、「・・・省エネルギー型設備の導入による温室効果ガス排出量の削減に努める。」となっていますが、建築物は設備に入るから削除したということでしょうか。これでよいということであればいいのですが、建築物を残しておいてもいいのではないかという気がします。

資料3、ページ2、4の改定案で3Rということが書かれていますが、これも現行の表現を盛り込んで書いた方がより具体的で良いのではないかと思います。

次に、BODの環境基準とCODの環境基準の達成状況が良くなっている原因について聞かせていただきたい。

水質については良好になってきているということですが、大気汚染、騒音、交通渋滞については、まだ課題があるように思えます。それについては、どのように考えられているのか教えていただきたい。

それともう1点ありまして、事業別の環境配慮事項のところ、資料3、ページ3、7の下から1行目で、現行では「焼却灰や下水汚泥の資源化を図るとともに、・・・」が改定案では2項目に分けて記述されてますが、どのような観点でそうしたのか教えていただきたい。

○担当課長 まず、資料3、ページ1、1、現行の「・・・省エネルギー型の建築物の導入に努める。」のところですが、改定案で設備としたのは、建築物に限らずもっとこまかいものも含めたかったためですが、もう一度検討させてください。

資料3、ページ2、4の改定案ですが、3Rという言葉で表現しましたが、できれば、現行の具体策の部分を取り入れる方向で検討させてください。

資料3、ページ3、7の下から1行目で、現行では「焼却灰や下水汚泥の資源化を図るとともに、・・・」が改定案では2項目に分けて記述してありますが、これは下水関係のものと、一般廃棄物関係のものを区分して記述したためです。

○局次長 水質について、BODの環境基準とCODの環境基準を達成している地点が増えている理由ですが、下水道の普及、合併浄化槽の普及、市民意識の向上、などが考えられます。

更に、我々広島市環境局の行っている種々の施策、例えば法令の基準値を超えた排出水を出す事業場に対しては、改善勧告を行って改善させていますが、このようなことも効果のひとつと思われます。最も大きな要因は下水道の普及と思われますが、種々の施策を進めて行くことによってその効果が徐々にでてきていると思っています。

ただ、河川については、ほとんどの地点でBODの環境基準を達成していますが、海域については、平成17年度に海田湾でCODの環境基準を達成しましたが、それ以外は全て達成していない状況です。

海域のCODについては、内部生産等のこともあり、環境基準の達成が難しいのですが、このことは広島湾に限らず瀬戸内海全域でも同様の状態です。

河川の水質が良くなることは、海域の水質が良くなることにつながるわけですから、河川の水質を少しでも良くすることに努めています。

大気、騒音、振動等ですが、「広島市の環境」という環境白書を毎年作成し、ホームページで測定結果等を公表しています。大気につきましては、市内11箇所の大気測定局で常時監視を行っていますが、オキシダントについては環境基準を達成していません。それ以外の二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しております。以前は一部地域で、二酸化窒素や浮遊粒子状物質が未達成の時がありました。

オキシダントについては、原因が色々ありますが、今年の4月頃に、北九州市、福岡市でオキシダントが高濃度になったのは、中国からの影響であるとの報道がありました。広島市については、中国からの影響がどの程度なのかわかりませんが、原因物質のひとつである窒素酸化物は7割が自動車排ガスからのものと言われており、自動車排ガス対策が急務であると思っておりますが、実質的には非常に困難で、自動車を走らさないようにすれば一番良いのですが、それは不可能なことで、オキシダントについては苦慮しているところです。

振動につきましては、問題になるような地点はありません。

騒音につきましては、幹線道路沿いの自動車騒音についての測定では、9割の地点で環境基準を達成しております。環境基準未達成の地点では、道路管理者に対策を講じていただくことによって、少しずつ改善している状況です。景観上の問題もありますが、国道2号西広島バイパスには、大きな防音壁を取り付けたり、あるいは低騒音舗装などで対応していただいている状況です。

○会長 瀬野川の上流で安藤委員が関与した事業がありましたが、水質が良くなったことに関係がありますか。

○安藤委員 その点についてはわかりませんが、瀬野川流域の管理が広島市の場合、行き届いていると思います。

資料2、ページ2、の改定案で、先程、宮田委員からの指摘があったところで、「デルタ地帯を流れる6河川は、いずれも環境基準(BOD)を達成しており・・・」とあります。環境基準の項目に大腸菌群数があり、これの環境基準を達成するのは容易でないのですが、これについてどこにも触れていません。

河川の環境基準は類型ごとの基準で、例えば、太田川放水路であれば3ppm、天満川であれば2ppmというように場所で異なっているのに、「いずれも環境基準(BOD)を達成しており」

と一律に表現することが良いのかどうか疑問に思っています。

「デルタ地帯を流れる6河川は、概ね環境基準を達成しており、100万都市を流れる河川としては、良好な水質を保っている。」の方が事実に近いと思っています。

「いずれも環境基準を達成しており」では全然問題が無いように感じますし、(BOD)ということで、BODについては環境基準を達成していますが、河川によって類型が異なり基準値が異なるわけですから、この改定案では、少し言い過ぎな感じを受けてしまいます。

○局次長 河川の水質を判断する時に、どの項目で判断するかという問題があります。確かに大腸菌群数については、ほとんどの地点で環境基準未達成です。ただ、市民のみなさんが、河川の水がきれいか汚いかという観点でみた場合、やはりBODがわかりやすい指標であると思います。また、一般的に、環境省も含めてですが、河川や海域の水質汚濁が進んでいるかどうかを議論する場合、BODあるいはCODを使うことが多いため、このような表現の改定案としました。

類型によって環境基準値が異なっていますので、ある地点で、それを達成したからといって、類型の異なる他の地点より水質がきれいかという比較はできませんので、改定案で「・・・いずれも環境基準(BOD)を達成しており、・・・良好な水質が保たれている。」としたのは、言い過ぎの感じはあります。再度検討したいと思います。

○宮田委員 資料3の改定案で、温室効果ガス排出量の削減ということが、非常に強く打ち出されており、それが目的で色々な事を行うという表現になっています。

現行のものは、温室効果ガス排出量の削減にも寄与するが、省エネルギーあるいは省資源に努めましょうということが主だった内容なのに、改定案では、温室効果ガス排出量の削減のために、そのようなことを行いましょうという表現になっています。これは逆ではないでしょうか。

現行のように、省エネルギーあるいは省資源的な取り組みが、温室効果ガス排出量の削減にもつながるとい表現の方が良いと思います。

それから、資料3、3住宅系の事業と4商業・事務系の事業の各々1行目で、現行の「・・・雨水流出量、廃棄物等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」が改定案では「・・・雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」となり、廃棄物等が除かれています。その理由をお聞きしたい。

○局次長 温室効果ガス排出量の削減という表現を随所で使っていますが、現行で、省エネルギーあるいは自然エネルギーの利用を組み込むとしているところは、改定案では、温室効果ガス排出量の削減を主目的とした表現としています。一方、2交通系の事業では、温室効果ガス排出量の削減を主目的とした表現ではなく、それも含めた環境への負荷の低減といった表現にしています。

省エネルギーを行うあるいは自然エネルギーを利用するということは、何のためかという、温室効果ガス排出量の削減のためであるとの認識からこのような改定案としました。

○宮田委員 そうではなく、石油や石炭等の資源を残したいという意味合いと温室効果ガス排出

量の削減という意味合いの両方がある、両方とも必要なことです。現行の方は、前者の意味合いが強いですが、改定案は、前者の意味合いが陰にかくれて、温室効果ガス排出量の削減のために、資源を大切にするという表現になっています。

つまり、温室効果ガス排出量の削減のためにだけに、資源を大切にするというということではないと思います。

○局次長 先程の発言は説明不足な点がありまして申し訳ありません。確かに、エネルギー問題を考えた時には、省エネルギーを行うあるいは自然エネルギーを利用することは、資源の枯渇を少しでも先に延ばすことにはなりますが、環境影響評価条例の中でどこまで書き込むかといった場合、資源・エネルギー問題まで取り込むことかどうかといった問題があります。

あくまで、環境影響評価条例のことですから、地球温暖化防止の観点で記述した方が良いと思います。確かに、宮田委員の発言のとおり、省エネルギーを行うことあるいは自然エネルギーを利用することは、温室効果ガス排出量の削減のためだけではないということは認識しております。

また、今年の4月には、資源・エネルギー・温暖化対策部を設置し、この問題に対してどうあるべきかということを考えていくことにしています。

○水田委員 事業別の環境配慮事項の中で、緑化のことがでてきますが、これに関連して、街路樹や小公園の植栽のことについて、この審査会で議論すべきことではないかもしれませんが、私が、かねがね思っていることを発言します。

まず、広島市は緑化が少ないということ、維持管理が適切でないということです。枝を切りすぎています。その理由は、見通しを良くするため、電線に対してじゃまになる、落ち葉がじゃまになる等のことだと思いますが、木をちゃんと維持管理するためには成長させた方が良いと思います。

それと、市民に小公園の管理を呼びかけているようですが、これはどうでしょうか。市民から要望があれば、どんな害虫がいてどの程度被害があるか確かめずに、簡単に殺虫剤の散布を行っているようです。不必要に撒きすぎています。

このことに関しては、専門家による市民の教育の必要性を感じています。担当の部局に伝えて欲しいです。

○宮田委員 資料3、3住宅系の事業と4商業・事務系の事業の各々1行目で、現行の「・・・雨水流出量、廃棄物等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」が改定案では「・・・雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」となり、廃棄物等が除かれています。その理由は何でしょうか。

○担当課長 3住宅系の事業では、現行が「計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁の進行や、雨水流出量、廃棄物等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」となっていますが、例えば1,000戸の住宅地域作る場合、2,000戸の住宅地域を作る場合といった事業規模の設定ということと、廃棄物の著しい増加を引き起こさないということがうまくリンクしないために、廃棄物を除いたというのが理由のひとつです。また、廃棄

物を減らすということは、1 共通項目のところの改定案で、廃棄物の3 Rということで詳しく記述したので、廃棄物を除いたというのがもうひとつの理由です。

○水田委員 資料3で、「雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮する。」というのは、水路に水を流せばよいということではないですよ。つまり、開発が行なわれた場所は、舗装が行なわれ、雨水が地面に染み込まない所が増えます。そのためにセミの一部は影響を受けて数が減っていると言われていました。

維持管理は難しいですが、水が染み込むような舗装があります。このような舗装を行なうという意味ですか。実際には行なわれていないようですが。

○会長 テレビなどでは、水が染み込むような舗装について取り上げていますが、実際にはあまり行なわれていないのが現状なのでしょうか。

○吉國副会長 ここに関しては、住宅団地のような所に雨が降った時に、自然の状態よりも早く水が流出してしまいます。それをできるだけ遅らせるようにし、水の流出を自然の状態に保つようにしなさいという意味合いだと思います。

雨が地面に染み込まない状態にすると、短時間に水路を通じて効率的にでてくるわけですが、それは良くない。できるだけ上流部に水が残っていて、ゆっくり流出してくる状態が良いということです。

ここに関しては、このような表現で良いと思います。

○ 水田委員 表現は良いのですが、具体的な方策はどうするのかということがあります。

○ 局次長 資料3、1 共通項目の4 つめの後半に、「舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。」と定めています。

実際にどこまでされているのかということですが、全ての道路ではありませんが、幹線道路で騒音が激しいような道路、例えば西広島バイパスでは、ほとんどが透水性舗装されており、劣化すれば、舗装をすぐやり直しています。

ただ、旧市内の道路については、なかなかできていない部分がありますが、歩道については透水性のものが少しずつ増えてきています。

○下中委員 今回の環境配慮指針の改定ということではないのですが、先程の環境基準の説明で、BODについては、環境基準を達成しているが、大腸菌については、ほとんどの地点で環境基準が達成されていないということで、達成されている部分と課題にすべき部分があるように思います。

大気汚染についても、どこまで詳しく書くかということもありますが、この項目については環境基準を達成しているが、別な項目については環境基準を達成していないため、この点については課題であるというような特性について記述した方がよりわかりやすいのではないかと感じましたので、今後の検討課題にされてはどうかと思いました。

○局次長 ありがとうございます。今回の環境配慮指針の一部改定にどこまで取り込むかということではありますが、環境アセスメントの手続きの際に、そういったことに配慮するよう事業者を指導して行きたいと思えます。

○会長 今日の主な議題は、旧湯来町が合併したことで、その地域を水内川流域と八幡川上流域に分けて、各々の環境特性を追加するということですが、旧湯来町が合併した時に、旧湯来町のどこかに廃棄物の処分場を建設してもよいということを当時の町長が言っていたようですが、その場所がどこかということはおわかりでしょうか。

この2つの流域からすると、おそらく水内川流域の方ではないのでしょうか。何か情報があれば教えてください。

○局次長 現在、広島市では、一般廃棄物を玖谷にある最終処分場で埋立処分していますが、平成31年までで、ほぼ満杯になると計算しています。それ以降の一般廃棄物の最終処分場について思案していた時に、旧湯来町さんの方から、「湯来町にも作れる場所がありますよ。」という話をいただきました。

それから調査を2年間行いました。それまでも、広島市内で最終処分場に適する場所を探しておりまして4箇所の候補地を選定しておりました。これらも含めて5箇所について検討した結果、現時点では、湯来町を最終有力候補地として選定しております。

ただ、最終的に決定したわけではなく、これから行なう地質調査、水文調査等の各調査の結果や地元住民のみなさんの意向などを把握してからでないと、そこが最終処分場になるかどうかわかりませんが、現時点では、広島市としては、そこに最終処分場を作りたいという、最終的に1箇所に絞り込んだ有力候補地として位置付けています。

それで、広島市としては、各調査を開始し、地元住民のみなさまに説明させていただいているという状況です。

場所につきましては、恵下という地名で、東郷山の北斜面を降りた所に採石場があり、その谷を奥に入っていた所です。アクセスとしては、安佐南区の戸山から湯来町の麦谷の方へつながる県道広島湯来線がありますが、その県道の途中からトンネルを掘って谷の上に出て埋立地につながるルートを考えています。

排水については、全て下水管で広島市の下水処理場へ送り処理するように計画しております。ですから、処分場からの排水は、まったく水内川には流さないということで考えています。最終的にどうなるかは、これから検討する過程で変わってくる可能性はあります。

○会長 皆様のご意見も出尽くしたようです。それでは、事務局は、本日の意見を踏まえて改定案を修正してください。修正した改定案と本日の議事録を、委員皆さんにお送りしてください。

また、追加の意見があれば、書面で事務局へ送ってください。最終的な改定文については、私に一任いただくことで皆様のご了解をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(全員了承)

○会長 事務局から何か連絡事項がありますか。

○担当課長 大変熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。

会長にご指示いただいたとおり、本日のご審議を踏まえて、早急に改定案の修正と議事録の調整を行い、委員の皆様へ送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、前回の審査会でご審議いただいた「白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書」について、市民等からの意見書の提出期限は7月24日までとなっていましたが、意見書の提出はありませんでした。

この準備書についてご審議いただくための審査会は、9月の中旬から10月頃に審査会を開催させていただき、答申案を示させていただくことになろうかと思えます。

具体的な日程は、皆様方のご予定を確認させていただいた上で、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。今日の審査会はこれで終わります。